



令和5年7月14日

ピースアクションうえだ事務局
事務局代表 大村 忠嗣 様

公立大学法人長野大学
理事長 平井 利博



回 答 書

貴会作成の2023年6月20日付書面（以下「本書面」と言います）を同月22日に受領しました。

本書面のうち、第1項の「地域と大学を考える会」の決議書に対しては、別途、同団体に対し、直接、回答いたします。

よって、ここでは、貴会の要望（第2項について）に関して回答します。

記

（回答）

当該教員の懲戒処分にかかる減給の訂正については、ご本人が裁判での審理を希望したので、同人の提訴を受け、当法人も応訴し、現在も、係争中であります。

係争中の案件に関しては、引き続き、法廷で必要な説明をしております。法廷外で、市民の皆様へ情報を明らかにする予定はございません。なぜなら、係争案件の相手方も当学の教員であって、「誰もが働きやすい職場環境」を実現するために、関係者に必要以上の心理的な負荷を与えるような言動はできるだけ避けるべきだからです。

令和4年12月に当該教員が提訴して以降、専門の裁判官が各証拠や関係法令に基づいて7か月に及ぶ審理をしている最中に、中途半端に外部の方々が議論することは、混雑を招き、代理人弁護士らの訴訟活動の妨げになるばかりか、かえって当事者らに不利益を与えることになりかねません。

「公表」や「公の場での議論」が常に、最善の策ではないことをご理解ください。

当法人は、すべての教職員の利益を考え、個別具体的な事情を総合考慮のうえ、「公表するのが当事者にとって、大学にとって、学生・保護者にとって、社会にとって有益であるか否か」を慎重に判断して対応しております。

詳細を述べることはできませんが、係争中の案件は、令和3年3月4日付第三者委員会（外部の弁護士2名が委員に含まれています）の判断を含め、長期にわたる賞罰審査委員会での慎重な審議を経ており（委員には外部の弁護士1名も含まれています）、その都度、当事者に十分な弁明の機会が与えられており、当法人として不当な対応はしておりません。

当法人の理事会は、関係法令を遵守して適切に運営されています。

事実でないことを鵜呑みにされないようお願いします。

以 上